

5

雇用対策

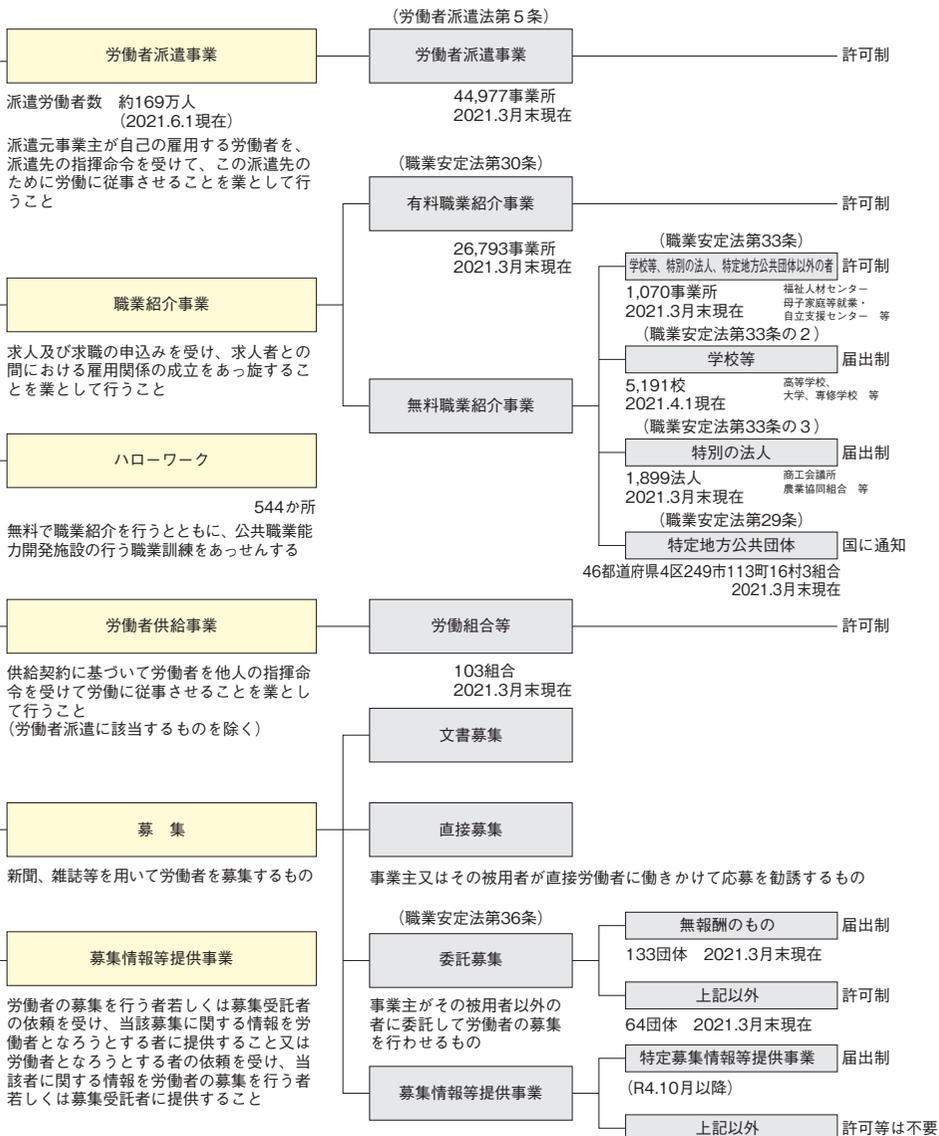
5

雇用対策

民間等の労働力需給調整事業

概要

労働力需給調整システムの体系



若年者等雇用者対策

概要

令和4年度における主な若年者等雇用対策関連

1 若者雇用促進法に基づく取組の着実な実施

- 若者雇用促進法（「青少年の雇用の促進等に関する法律」〔昭和45年法律第98号〕）に基づき、①新卒者等の募集を行う企業による職場情報の提供の仕組み、②若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度（ユースエール認定制度）等を実施する。

2 新卒者等の就職支援

- 全都道府県にワンストップで新卒予定者及び卒業後おおむね3年以内の者を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置し、学校等との連携の下、「就職支援ナビゲーター」によるきめ細かな支援を実施している。
- 若年者雇用促進法に基づく指針を通じて、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの周知徹底等により、卒業後も「就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職採用を支援する。

3 フリーター等の正社員化の推進

- わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援
 - 通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模範面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施
- トライアル雇用助成金の活用による就職支援
 - ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3ヶ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大4万円、最長3ヶ月）の活用により、常用雇用への移行を促進する。

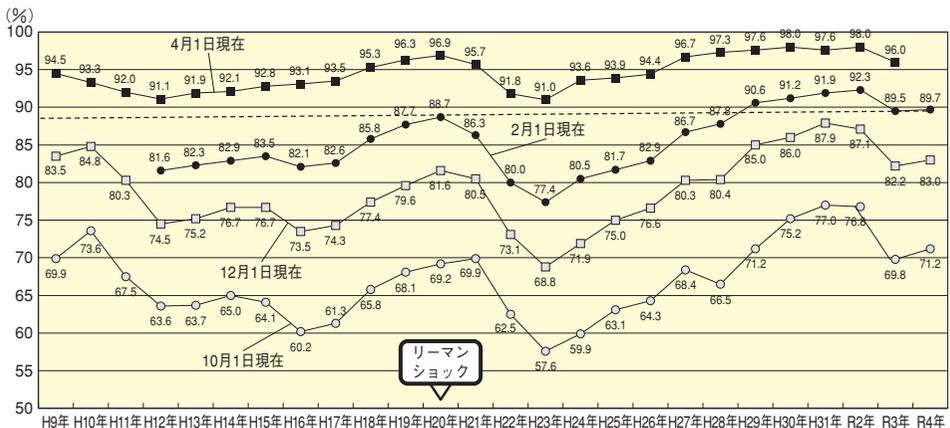
4 ニート等の職業的自立支援の推進

- 「地域若者サポートステーション」を全国に設置し地方公共団体と協働し、ニート等の職業的自立に向けての専門的相談等を行う。

5 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

- 就職氷河期に就職時期を迎え、現在不本意ながら非正規雇用で働いている方や求職中の方に対して、ハローワークの就職氷河期世代専門窓口でのきめ細かな就職相談・定着支援、業界団体等による短期間での資格取得・正社員就職の支援及び就職氷河期世代の採用や正社員化を後押しするための事業主に対する助成措置等を実施。
- 就職氷河期世代の方のうち、長期にわたり無業の状態にある方に対して、地域若者サポートステーションにおいて職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施。
- 都道府県ごとに設置されているプラットフォーム（都道府県、労働局、経済団体等が参加）において、地域における就職氷河期世代の活躍促進の社会的気運を醸成するとともに、各種支援の積極的な広報を実施。

詳細データ 新規大学卒業（予定）者の就職（内定）率



資料出所：「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（厚生労働省・文部科学省）
 (注) 就職（内定）率とは、就職希望者に占める就職（内定）者の割合。（各年3月卒）

高年齢者雇用就業対策

概要

高年齢者雇用就業対策の体系

①高年齢者雇用確保措置の実施義務（65歳までの雇用機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、希望者全員の65歳までの雇用確保措置についてハローワーク等で指導等を実施。

②高年齢者就業確保措置の実施の努力義務（70歳までの就業機会の確保）

- 高年齢者雇用安定法に基づき、70歳までの就業確保措置についてハローワーク等で啓発指導等を実施。

③高年齢者（65歳以上の者を含む。）の再就職支援の充実・強化

- 高年齢者が年齢にかかわらず安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に関する支援や就労支援チームによる就労支援を行うとともに、就職に結びつく技能講習を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。
 - ・ 生涯現役支援窓口事業の実施
（全国の主要なハローワークに特に65歳以上の求職者支援に取り組む生涯現役支援窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援や就労支援チームによる就労支援等を実施）
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給
（高年齢者等の雇入れを行う事業主に対する助成を実施）

④「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進（65歳以降の就労機会の確保に向けた取組）

【企業支援】年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

- 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた支援を充実し、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る。
 - ・ 65歳超雇用推進助成金の支給
（65歳を超えた定年延長や継続雇用制度の導入等、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主を支援するための助成を実施）
 - ・ 年齢にかかわらず働ける職場づくりの実現のための事業主に対する相談、援助
（高齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナー等が生涯現役社会の実現に向けた事業主支援を重点的に実施）
 - ・ 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施
（高年齢退職予定者のキャリア等の情報を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する）

【地域高年齢者支援】高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- 高年齢者が社会の支え手として活躍する生涯現役社会の実現に向けて、シルバー人材センターの活用等により、高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。
 - ・ シルバー人材センターの機能強化
（シルバー人材センターを活用する高年齢者が人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、会員拡大等による企業とのマッチング機能等を強化する。）
 - ・ 生涯現役促進地域連携事業の実施
（地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、地域の高年齢者の就業促進に結びつく事業を実施）
 - ・ 生涯現役地域づくり環境整備事業の実施
（2022（令和4）年度より、地方公共団体を中心に構成される協議会からの提案に基づき、高年齢者の就労支援の取組みと地域福祉・地方創生等の取組を一体的に実施する事業を予定。）

⑤

雇用対策

障害者雇用対策

概要

障害者に対する就労支援の推進～障害者雇用関係施策の概要～

I 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

- 1 ハローワークにおける「チーム支援」等の実施による支援の充実・強化
 - (1) 障害者雇用ゼロ企業等に対する「企業向けチーム支援」の実施
ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、企業ごとのニーズに合わせ、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用を支援する。
 - (2) 「障害者向けチーム支援」の実施等によるハローワークのマッチング機能の強化
ハローワークが中心となり、地域の関係機関等と連携して、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「障害者向けチーム支援」を実施し、障害者の就職を支援する。
また、就職準備性を高めることが必要な障害者を対象に、一般雇用に向けた心構え・必要なノウハウ等に関する「就職ガイダンス」や「管理選考・就職面接会」を積極的に実施する。
 - (3) 中堅規模企業における障害者雇用モデルの構築事業（新規）
経営改善に資する障害者雇用の取組を進めるための支援を実施するとともに、対象企業における取組をモデル事業として取りまとめ、横展開を図る。
 - (4) 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施
福祉、教育、医療から雇用への移行を推進するため、福祉施設、特別支援学校、医療機関等の地域の関係機関や事業主団体・企業と連携しつつ、職場実習を総合的かつ効果的に実施する。特に、中小企業における職場実習の推進を図る。
また、就労支援セミナー、事業所見学会等の機会の充実、ハローワークが中心となった企業と福祉分野の連携促進事業の推進等を図る。
 - (5) 障害者トライアル雇用事業の実施
ハローワーク等の紹介により障害者を試用雇用（原則3か月。精神障害者については最大12か月）。する事業主に対して助成し、障害者の雇用の促進と安定を図る。
- 2 安心して安定的に働き続けることができる環境の整備
 - (1) 障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援
障害者就業・生活支援センターにおいて、未設置圏域にセンターの設置を進めるとともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。
 - (2) 障害者の正社員化等に取り組む事業主への支援の充実
就業規則又は労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等である障害者を正規雇用、無期雇用に転換した場合に助成する。
 - (3) 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談支援等
障害者に関する専門窓口を設置し、障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供について、個々の企業の実情に応じた対応への相談支援を行うとともに、障害者雇用に課題を持つ事業主に対する講習会等を開催する。

II 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- 1 精神障害者等に対する就労支援の充実
 - (1) ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の推進
精神障害者の安定した雇用を実現するための職場定着支援の観点から、ハローワークに、精神保健福祉士等の資格を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリング、企業に対する精神障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の支援を行う。
 - (2) 精神・発達障害者しごとサポーターの養成
企業内の一般労働者を対象として、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成していくことで、就労の場面で、精神・発達障害者がより活躍しやすい環境づくりを推進する。
- 2 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備
精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の雇入れに係るノウハウ普及・対応力強化に取り組む。
- 3 発達障害者、難病患者に対する就労支援
 - (1) 発達障害者雇用トータルサポーターによる就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援の実施
ハローワークに、発達障害者の就労支援等の十分な経験を有する「発達障害者雇用トータルサポーター」を配置し、発達障害者支援センター等との積極的な連携を図りつつ、発達障害者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラム、企業や支援担当者に対する発達障害者の雇用や定着に必要なノウハウの提供等を推進する。
 - (2) 発達障害等のある学生等に対する専門的な就職支援の実施
大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。
 - (3) 難病相談支援センターと連携した難病患者への就労支援の実施
ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センター等と連携して、就職を希望する難病患者に対して、その症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援を行う。
 - (4) 発達障害者・難病患者を雇い入れた事業主に対する助成の実施
発達障害者又は難病患者のある者を雇い入れ、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施する。

Ⅲ 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援

- 1 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援（一部再掲）
障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークの導入に向けた具体的な取組の支援のための企業向けガイダンスや個別企業へのコンサルティング等を実施する。

Ⅳ 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

- 1 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進
公務部門における雇用する障害者の定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク等に職場適応支援者を配置するとともに、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

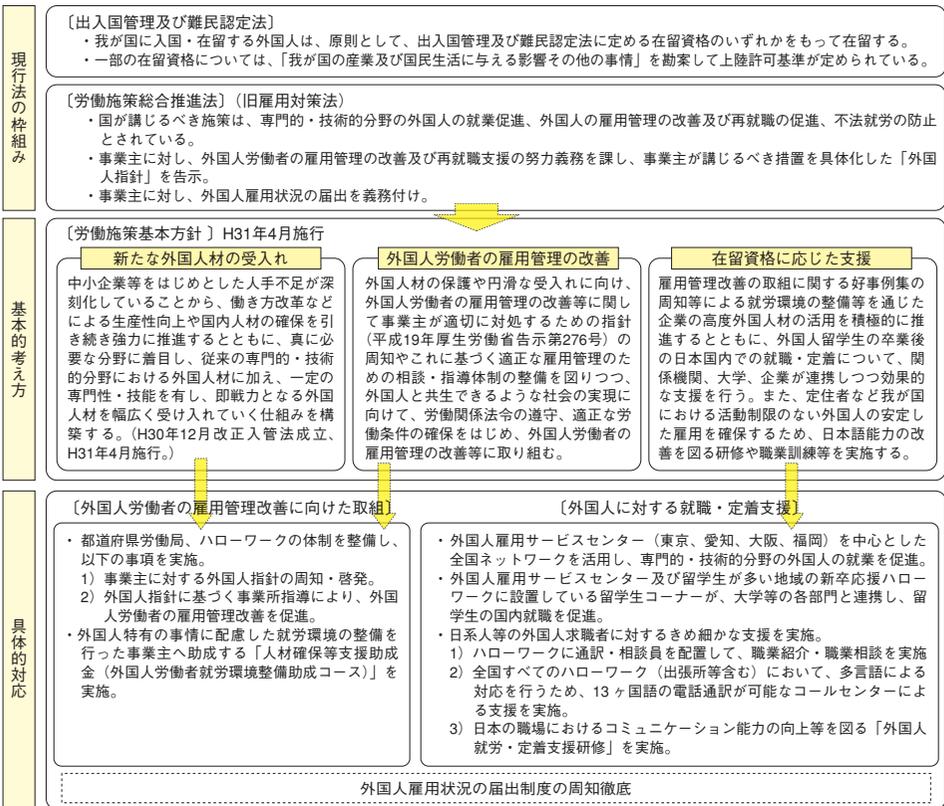
Ⅴ 障害者の職業能力開発支援の強化

- 1 職業能力開発校（一般校）における精神障害者等の受入体制の整備（再掲）
- 2 障害者職業能力開発校における特別支援障害者に重点を置いた職業訓練の推進
障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」を重点的に受入れ、障害特性に応じた職業訓練を実施するとともに、老朽化等により訓練生の安全や校舎の維持管理面で緊急性の高い施設整備を実施する。
- 3 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施
企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な訓練資源を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施する。

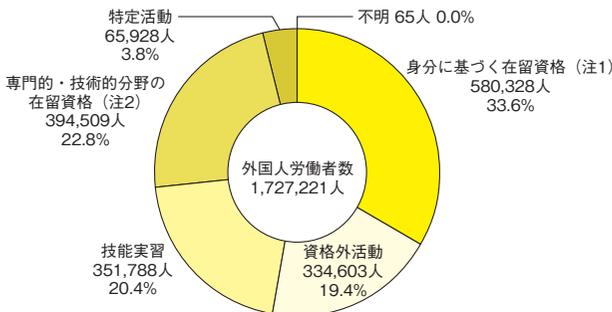
外国人雇用対策

概要

外国人雇用対策の基本的な考え方



詳細データ 在留資格別外国人労働者の割合



資料出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（令和3年10月末）

〔注1〕「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

〔注2〕「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「特定技能」が該当する。

地域雇用対策

概要

地域雇用対策の概要

現状

- 雇用失業情勢の動向
 - ・全国的な雇用失業情勢は令和元年までは改善傾向にあったが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しさがみられ、有効求人倍率が1倍を下回る地域があるなど引き続き注意が必要。
- 地方から東京圏への人口流出の動向
 - ・東京圏への転入転出の状況としては、令和元年と比較すると、令和2年度から東京圏への転入超過数の減少傾向が続いており、新型コロナウイルス感染症等が転入転出に与える影響を踏まえつつ、引き続き動向の注視が必要。

主な施策

【地方に魅力的な雇用の場をつくる取組への支援】

- 地域雇用開発助成金（令和4年度予算額11.5億円）
 - 雇用機会の著しく不足する地域等において、事業所の設置・整備と求職者の雇入れを行う事業主に対して助成（地域雇用開発促進法に基づく事業）
- 地域雇用活性化推進事業（令和4年度予算額13.4億円）
 - 雇用機会の不足する地域等において、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保等の取組を、市町村を中心とした地域の協議会に対して委託（地域雇用開発促進法に基づく事業）
- 地域活性化雇用創造プロジェクト（令和4年度予算額58.5億円）
 - 国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズに合った人材育成、就職促進等の地域雇用の課題への対応に取り組む都道府県に対して補助

【地方へのUIJターンの支援】

- 地方就職希望者活性化事業（令和4年度予算額6.2億円）
 - 潜在的な地方就職希望者の掘り起こし、地方就職への動機付け、地方求人とのマッチング支援等を実施
- 中途採用等支援助成金（UIJターンコース）
 - （令和4年度予算額1.0億円）
 - 東京圏からのUIJターン者を採用した事業主に対して採用活動経費を助成

【その他】

- 事業復興型雇用確保事業（令和4年度予算額 制度要求）
 - 東日本大震災の被災地において、被災求職者を雇い入れた中小企業等に対する助成（復興特会）
 - （令和2年度実績：支給労働者数2,942人、事業額11.2億円）

雇用保険制度

概要

雇用保険制度の概要

- 雇用保険は政府が管掌する強制保険制度である（労働者を雇用する事業は、原則として強制適用）。
適用事業所：232万所、被保険者：4,435万人、受給者実人員：48万人（令和2年度平均）
- 雇用保険は、
 - 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに、
 - 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業を行う、雇用にに関する総合的機能を有する制度である。

雇用保険制度の概要



詳細データ① 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度 予算
収 入	15,117	10,881	11,242	11,386	4,087	21,728
うち 保険料収入	13,746	10,587	10,879	11,099	3,809	4,006
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	1,226	184	208	230	230	17,602
うち 就職支援法事業に係る 国庫負担金	43	5	5	5	5	101
支 出	16,311	16,402	17,155	18,148	15,180	21,300
(うち 失業等給付費)	14,838	14,988	15,727	16,626	13,826	19,272
(うち 就職支援法事業)	231	191	156	134	130	252
差 引 剩 余	▲1,194	▲5,521	▲5,913	▲6,762	▲11,094	428
雇用安定事業費への貸し出し	-	-	-	-	▲13,951	▲7,124
積 立 金 残 高	63,066	57,545	51,632	44,871	19,826	13,130

⑤

雇用
対
策

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分することとしている。
 2. 令和3年度予算の「支出」には予備費(3'予算：550億円)が計上されている。
 3. 令和2年度及び令和3年度の「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(2'決算：13,951億円(うち決算補足額3,254億円含む。))、3'補正後予算：7,124億円)が減じられている。
 4. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

詳細データ② 育児休業給付関係収支状況

(単位：億円)

	2年度	3年度 予算
収 入	7,709	7,864
うち 保険料収入	7,615	7,756
うち 国庫負担金	81	87
支 出	6,648	7,202
うち 育児休業給付費	6,347	6,992
差 引 剩 余	1,061	662
積 立 金 残 高	1,061	1,723

- (注) 1. 令和2年度から育児休業給付費については失業等給付費と収支を区分するとともに資金を創設することとしている。
 2. 育児休業給付については、令和元年度決算：5,709億円になっている。
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

詳細データ③ 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度 予算
収 入	5,359	6,245	5,892	5,735	27,452	21,552
支 出	4,366	4,517	4,796	4,725	46,116	21,552
差 引 剩 余	992	1,729	1,096	1,010	▲18,664	0
安 定 資 金 残 高	11,576	13,305	14,400	15,410	0	0

- (注) 1. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 2. 数値は、それぞれ四捨五入している。
 3. 令和2年度及び令和3年度の「安定資金残高」は、特例措置により積立金から雇用安定事業費を支弁するために必要な額(2'決算：13,951億円(うち決算補足額3,254億円含む。))、3'補正後予算：7,124億円)が含まれている。

雇用対策

概要

近年の雇用対策の概要

<p>1 緊急雇用開発プログラム（平成10年4月、予算495億円）</p> <p>⇒雇用安定、人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金 特定求職者雇用開発助成金 <p>）拡充等 (cf総合経済対策、予算規模約16兆円)</p>
<p>2 雇用活性化総合プラン（平成10年11月、予算1兆円規模 [15か月]）</p> <p>⇒雇用の安定に加え、雇用の創出、労働移動支援 【100万人規模の雇用の創出・安定を目指す】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業雇用創出人材確保助成金 緊急雇用創出特別助成金 中高年労働移動支援特別助成金 <p>）創設 (cf緊急経済対策、予算規模17兆円超)</p>
<p>3 緊急雇用対策（平成11年6月、予算3,299億円）</p> <p>⇒中高年の非自発的失業者に焦点を当て、雇用機会の創出を最大の柱とした緊急の対策 【70万人を上回る規模の雇用・就業機会の増大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規・成長分野雇用創出特別助成金の創設 人材移動特別助成金の創設（中高年労働移動支援特別助成金を抜本的に拡充） 緊急地域雇用特別交付金の創設
<p>4 経済新生対策における雇用対策（平成11年11月、予算1兆円規模 [15か月]）</p> <p>⇒中小企業の創業支援等による雇用の創出・安定、大規模なリストラの実施により影響を受ける地域における雇用創出対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業地域雇用創出特別助成金 特定地域・下関企業雇用創出助成金 <p>）創設 (cf経済新生対策、予算規模1兆6兆円超)</p>
<p>5 ミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策（平成12年5月）</p> <p>⇒成長産業に必要な人材の早期育成、就職促進 【35万人程度の雇用・就業機会の増大の実現化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術や介護関連分野の職業訓練 新規・成長分野雇用創出特別助成金 学卒未就職者の採用後の能力開発の支援の創設等
<p>6 日本新生のための新発展政策における雇用対策（平成12年10月）</p> <p>⇒IT革命の飛躍的推進等4分野に重点を置いた新発展政策</p> <ul style="list-style-type: none"> IT化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進 実行就業を通じた中高年齢者の就業機会の開発や高齢者のミスマッチ解消のための職場のバリアフリー化推進事業の創設 <p>(cf日本新生のための新発展政策、予算規模11兆円程度)</p>
<p>7 緊急経済対策における雇用対策（平成13年4月）</p> <p>⇒雇用の創出とセーフティネット</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用創出特別助成金、新規・成長分野雇用創出特別助成金の拡充措置等の延長 中高年ホワイトカラー一層職者向け訓練コースの充実やIT関連の能力開発、人材育成の推進 改正雇用保護法の円滑な施行 しごと情報ネットの実施 雇用対策法等の改正法案の第151回通常国会での成立
<p>8 総合雇用対策（平成13年9月、予算8,771億円）</p> <p>⇒雇用の安定確保と新産業創出</p> <p>雇用の安定確保</p> <p>雇用のミスマッチの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> 「しごと情報ネット」の拡充や「ハローワークインターネットサービス」の提供求人全国に拡大するなど求人情報の積極的提供、ハローワークの開所時間延長 キャリア、コンサルタントの養成等による能力・年齢のミスマッチの解消 民間教育訓練機関等の民間活力を活かした多様な能力開発機会の確保・創出 <p>セーフティネット整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急地域雇用創出特別交付金の創設 訓練延長給付制度の拡充 自営廃業者等に対する生活資金貸付制度の創設
<p>9 改革加速のための総合対応策における雇用対策（平成14年10月）</p> <p>⇒雇用のセーフティネットの拡充</p> <p>不良債権処理の加速への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 不良債権処理促進支援特別助成金の創設 <p>新たな雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域中高年雇用促進事業特別助成金の創設 <p>民間による労働力需給調整の活性化・多様な就業形態への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険制度の見直し 離職者に対する対応 「産業再生・雇用対策戦略本部」の設置
<p>10 改革加速プログラムにおける雇用対策（平成14年12月、予算5,130億円）</p> <p>⇒経済・社会構造の変革に備えた雇用のセーフティネットの構築</p> <p>雇用再生集中支援事業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 不安定労働環境対策支援特別助成金の抜本的拡充 早期再就職者支援基金事業の創設 <p>市場のニーズに沿ったキャリア形成の支援やマッチング機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期再就職者支援基金による就職支援の実施 雇用関係情報の積極的提供 <p>新たな雇用の創出及び雇用の安定確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域雇用創出促進事業特別助成金の創設 受給資格者創業支援助成金の創設 緊急地域雇用創出特別交付金事業の拡充・効果的活用 緊急対応型アフェンシブリングの実施による助成措置の拡充 <p>雇用環境が特に厳しい層のための就職支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 離職者に対するきめ細かい対応

11 成長力強化への早期実施策における雇用対策（平成20年4月）
<p>⇒新雇用戦略 「全員参加の社会」の実現を目指してー</p> <p>若者の自立の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フリーター等正規雇用化プラン」 ・ニート等の自立支援の充実 ・ジョブ・カード制度の整備・充実 <p>女性の就業希望の実現（3年間で最大20万人の就業増（25～44歳女性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新機軸事業（社会貢献）」を展開 ・仕事と家庭の両立支援 ・再就職・企業・継続就業支援の充実 <p>いくつになっても働ける社会の実現（3年間で100万人の就業増（60～64歳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望すれば働き続けられる高齢者の雇用の促進 ・「国連世代フレンドリーなプロジェクト」の推進 ・多様な形態の就業による高齢者の生きがい・充満の推進 <p>「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」</p> <p>安定した雇用・生活の実現、安心・納得して働くことのできる環境整備</p>
12 安心実現のための緊急総合対策における雇用対策（平成20年8月）
平成20年度第1次補正予算99.4億円
<p>⇒非正規雇用対策等の推進</p> <p>非正規雇用対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続期間中の生活保障給付（月10万円）の創設等 ・非正規労働者就業支援センター（以下キャリアアップハローワーク）（3か所）の設置 ・中小企業の雇維持への支援 ・中小企業への雇用維持支援拡充（中小企業緊急雇用安定助成金の創設） <p>女性・高齢者・障害者の就業支援及び介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク事業の拡充（マザーズコーナーを10か所増） ・特定労働者雇用奨励助成金（以下「特開金」）のメニューに65歳以上の高齢者を追加するほか、65歳以上の高齢者を就的に雇用する事業主に対する支援を実施 ・特開金の支給期間の延長（1年→1年半） ・障害者専門支援員の拡充（227人→297人） ・介護人材確保職場定着支援助成金（介護業務未経験者を雇入れた事業主へ50万円助成）の創設 (cf安心実現のための緊急総合対策、予算規模14兆円程度)
13 生活対策における雇用対策（平成20年10月）
平成20年度第2次補正予算2,505億円、平成21年度予算（追加要求分）約300億円
<p>⇒生活者の暮らしの安心</p> <p>家計緊急支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の保険料引下げ等に向けた取組（1.2→0.8%） ・雇保セーフティネット強化対策 ・年長フリーター支援のための特別奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円） ・キャリアアップハローワークの増設（3→5か所） ・継続期間中の生活保障給付の拡充（10→12万円増） ・中小企業緊急雇用安定助成金・雇用調整助成金の拡充（中小企業の助成率2/3→4/5） ・ふるさと雇用再生特別交付金の創設（2,500億円） <p>生活安心確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材確保職場定着支援助成金の拡充（年長フリーター等の雇入れ50→100万円） ・介護労働者設備整備モデル奨励金の創設（経営者の1/2を助成） ・障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の創設（障害者の初めての雇入れ100万円支給） (cf生活対策、予算規模3兆円程度)
14 生活防衛のための緊急対策における雇用対策（平成20年12月）
平成20年度第2次補正予算1,542億円、平成21年度予算（追加要求分）約1,300億円
<p>⇒雇用機会の確保と離職した人に対する住宅・生活支援</p> <p>住宅・生活対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の継続給付と事業主への助成（月4～6万円、6か月まで）や住宅・生活支援の資金貸付（最大186万円）及び雇用促進住宅の最大限の活用 <p>雇用維持対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金等の拡充（大企業の助成率1/2→2/3） ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設（中小企業100万円、大企業50万円） <p>再就職支援対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業の創設（1,500億円） ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用に向けた長期訓練の実施（最長2年間） <p>内定取消し対策</p> <p>雇用保険制度の機能強化 (cf生活防衛のための緊急対策、予算規模64兆円程度)</p>
15 経済危機対策における雇用対策（平成21年4月）
平成21年度第1次補正予算2兆5,128億円
<p>⇒非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの推進</p> <p>雇用調整助成金の拡充等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償等を行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業4/5→9/10、大企業2/3→3/4） ・1年間の支給総額日数（200日）の確保 <p>再就職支援・能力開発対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害人材育成・就業支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援（訓練期間中の生活保障（月10～12万円の給付及び月8万円までの賃付）等） ・職業能力開発支援の拡充・強化 ・障害者の雇用対策 ・ハローワーク機能の技術的強化等 <p>雇用創出対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業の積み増し等 ・派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等 ・派遣切りの防止など労働者保護の強化等 ・内定取消し対策等 ・外国人労働者への支援 <p>住宅・生活支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等 <p>(?なご資金（最大10万円）、生活費（最大1年間、月20万円以内）の貸付け、住宅手当（最大6か月間）の支給等)</p>
16 緊急雇用対策（平成21年10月）
<p>⇒「緊急的な支援措置」と「緊急雇用創出プログラム」</p> <p>緊急的な支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞与・臨時金（「フロンストップ・サービス」など支援体制の強化）、新卒者支援（「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備） ・雇用維持の強化（雇用調整助成金の受付要件緩和等） <p>「緊急雇用創出プログラム」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護施設等」で働く者、研修生を受け資格取得（介護福祉士、ホームヘルパー2級）ができる仕組みを創設 ・「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」の運用改善、「緊急雇用創出事業」の創設・前倒し執行等

17 明日の安心と成長のための緊急経済対策における雇用対策（平成21年12月） 平成21年度2次補正予算5,984億円
⇒緊急対応策の強化、雇用戦略の推進 雇用調整助成金の要件緩和 ・（生産量減）について、現行要件に加え、赤字企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象 貧困・困難者支援の強化 ・「フュリストップ・サービス・デイ」の実施支援、ハローワークのフュリストップ相談機能の充実（「住居・生活支援アドバイザー」を配置） ・「法定手当て」や、空社社員等への付加による「緊急一時泊施設」の設置等の継続的支援 新卒者支援の強化 ・「高卒・大学就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員 ・求職難な業者を体験雇用する事業主を支援する「新卒者体験雇用事業」の創設 重点分野における雇用の創出 ・介護、医療、農林、環境、エネルギー等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進
18 新成長戦略実現に向けた3段階構の経済対策（平成22年9月） 平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（雇用関連・厚労省分）1,176億円
⇒円高、デフレ状況に対する緊急的な対応（ステップ1） 新卒者雇用に関する緊急対策 ・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」・「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」 ・高卒・大学就職ジョブサポーターの倍増配置（928人→1,753人） ・全都道府県労働局に新卒者専門の「新卒応援ハローワーク」を設置 「即ち雇用調整助成金付」を成立し、「卒業後3年以内新卒扱い」を盛り込む 雇用創出・人材育成の支援 ・「トランジナル・サポート」モデル事業の実施 ・重点分野雇用創出事業の拡充（1,000億円）
19 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月） 平成22年度補正予算（雇用関連・厚労省分）3,170億円
⇒景気・雇用動向を踏まえた機動的な対応（ステップ2） 新卒者・若年者支援の強化 ・「ジョブサポーター」の増員（1,753人→2,003人） ・若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充（25歳未満にも対象を拡大） 雇用調整助成金等による雇用下支えと生産支援 ・雇用調整助成金の要件緩和（制度見直し） ・「住まい対策」の拡充（住宅手当の支給など）を23年度末まで延長（制度見直し） 雇用創出・人材育成 ・重点分野雇用創出事業を拡充（1,000億円） ・緊急人材育成支援事業の延長（1,031億円） ・成長分野等人材育成支援事業の実施（500億円）
20 厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進（平成23年度予算での対応） 平成23年度予算（雇用関連・厚労省分）2,547億円
⇒「雇用戦略・基本方針2011」を踏まえた本格的な「雇用・人材戦略」の推進（ステップ3） 雇用を「つなぐ」「創る」「守る」の3本柱 雇用を「つなぐ」 ・新卒者等雇用対策の推進（110億円） ・トランジナル型セーフティネットの確立 ・本職等支援制度の創設（775億円） ・パーソナル・サポートなどの推進 雇用を「創る」 ・経済対策で拡充した重点分野雇用創出事業や、新設した成長分野等人材育成支援事業の効果的な実施 雇用を「守る」 ・雇用調整助成金の活用
21 東日本大震災の被災者の就労支援、雇用創出のための『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』
⇒東日本大震災の被災者の就労支援・雇用創出の促進 フェーズ1（4月5日取りまとめ 第一次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分1兆2,277億円） 復興事業等による確実な雇用創出 ・重点分野雇用創出事業の拡充（「雇用対策分野」を追加、雇用期間の1年制限を廃止） ・緊急雇用創出事業雇用期間の拡充（雇用期間の1年制限を廃止） 被災した方々としごとのマッチング体制の強化 ・「日本はひとつ」しごと協議会の創設 被災した方々の雇用の維持・確保 ・雇用調整助成金の拡充（制度見直し） フェーズ2（4月27日取りまとめ 第二次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分1兆2,277億円） 復興事業等による確実な雇用創出 ・雇用創出基金事業の拡充（500億円） 被災した方々の新たな就職に向けた支援 ・被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充 ・就職前の研修支援と被災者のニーズに対応した求人開拓 被災した方々の雇用の維持・生活の安定 ・雇用調整助成金の拡充（7,209億円） ・雇用保険の延長付の拡充（2,041億円） フェーズ3（10月25日取りまとめ 第三次補正予算等を踏まえた対応。雇用関連・厚労省分3,923億円） 産業復興と雇用対策の一体的支援 ・「事業復興型雇用創出事業」【生涯研修・全員参加・世代継承型雇用創出事業】の創設（1,510億円） ・震災緊急雇用対策事業の実施（2,000億円） 復興を支える人材育成、安定した就職に向けた支援等 ・被災地のニーズ等に対応した公的職業訓練の継続実施等の拡充（151億円） ・新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特別の延長等や、ジョブサポーターの増員等による新卒者支援の更なる強化（237億円） ・雇用保険の給付の延長（制度見直し）
22 円高への総合的対応策～リスクに強靱な社会の構築を目指して～（平成23年10月） 平成23年度第3次補正予算3,925億円
⇒急速な円高の進行による景気不振リスクや産業空洞化リスクに先手を打った対応 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援 ・重点分野雇用創出事業の基金を2,000億円積み増し、拡充した事業の対象期間を平成25年度末まで延長 震災や円高の影響を受けた者への就職支援 ・雇用調整助成金等の拡充（制度見直し） ・新卒者等の就職支援 ・「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の実施期間延長 ・ジョブサポーターの増員（2,103人→2,203人） 職業訓練の拡充等 ・公的職業訓練の拡充（制度見直し） ・成長分野等人材育成支援事業の拡充（制度見直し）

<p>23 日本再生加速プログラム～経済の再生と被災地の復興のために～（平成24年11月） 経済危機対応・地域活性化予備費等の活用（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒景気悪化懸念に対応し、日本再生と復興を加速</p> <p>第1弾（平成24年10月26日の閣議決定と合わせて実施） 成長分野における再生総雇用労働者数も含めた人材のキャリアアップ支援 ・日本再生人材育成支援事業の創設（緊急人材育成・就職支援基金の活用）（制度要求）</p> <p>第2弾（平成24年11月30日閣議決定） 雇用創出への積極的な対応 重点分野雇用創出事業の拡充（800億円）</p>
<p>24 日本経済再生のための緊急経済対策（平成25年1月） 平成24年度補正予算（雇用関連分：2,100億円）</p> <p>⇒日本経済再生に向けた取組の第1弾</p> <p>被災者の一時的な雇用の確保 ・震災等緊急雇用対応事業の拡充・延長（500億円） 被災地での定型的な雇用の創出 ・事業復興型雇用創出事業の延長（制度要求） 若年者への人材育成の推進 ・若者育成支援事業の創設（600億円） 地域の雇用創出 ・経済支援型地域雇用創出事業の創設（1,000億円） 成長分野における雇用の創出 ・日本再生人材育成支援事業の延長・拡充（制度要求） 労働移動支援助成金の拡充（制度要求）</p>
<p>25 好循環実現のための経済対策（平成25年12月） 平成25年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに</p> <p>競争力強化策 ・失業なき労働移動の促進（4億円）</p> <p>女性・若者・高齢者・障害者向け施策 ・地域人づくり事業の創設（1,020億円） ・短期集中特別訓練事業の発給等（278億円） ・民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化（50億円） ・若者育成支援事業の推進（35億円）</p> <p>復興・防災・安全対策の推進 ・産業政策と一体となった被災地の雇用支援等（448億円）</p>
<p>26 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月） 平成26年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒経済の脆弱な部分に的を絞ったスピード感ある対応</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に含まれる施策の先行的実施 ・地域しごと支援事業の実施 【地域活性化・地域民生生活緊急支援交付金（地方創生先行型）（内閣官房・内閣府）1,700億円の内訳】</p>
<p>27 一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月） 平成27年度補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒包摂と多様性がもたらす持続的な成長、最重要課題への対応による好循環の強化</p> <p>結婚・子育てでの希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善 ・三年以上内定若者等採用定着奨励金の創設（制度要求） ・非正規雇用労働者の正社員転換等の推進（制度要求）</p>
<p>28 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月） 平成28年度第2次補正予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現</p> <p>一億総活躍社会の実現の加速 ・保育関連事業法に対する職場定着支援助成金の拡充（制度要求） ・生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設（制度要求） ・65歳超雇用推進助成金の創設（6.8億円） 英国のEIL戦略に付随するプログラムの対応や中小企業、地方等の支援 ・成長企業等への円滑な労働移動のための支援の強化（制度要求） ・地域における良質な雇用の創出等（30億円） 熊本地震や東日本大震災からの復興・防災対応の強化などの加速 ・地域雇用開発助成金の拡充（制度要求）</p>
<p>29 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月） 平成30年度予算（雇用関連分：厚労省）</p> <p>⇒人づくり革命の断行、生産性革命の実現</p> <p>リカレント教育など個人の学び直しへの支援 ・専門実践教育訓練給付等による支援（159億円） 女性の活躍促進に向けた職業能力開発の推進（502億円）</p> <p>生産性向上に資する人材育成の強化 ・第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資の技術支援（55億円） ・若者型に対する一貫した新たな能力開発（361億円）</p> <p>雇用吸収力・付加価値の高い産業への転換・再就職支援 ・転換・再就職者の採用機会拡大・受入れ企業支援（1,30億円） ・転換・再就職者の拡大に向けた若年者雇用の推進（408億円） ・ハローワークにおけるマッチング機能の充実（27億円）</p>
<p>30 安心と成長の未来を拓く総合経済対策 令和元年度補正予算</p> <p>⇒Society5.0の実現に受けた国民各層の未来へのチャレンジをさらに加速し、経済の力強い成長軌道を確実なものに</p> <p>経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援 ・求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和 ・雇用保険適用に向けた中小企業等への補助・専門家活用支援 ・ハローワークに就職水戸期世代支援の専門窓口を設置・担当者によるチーム支援を実施 ・トライアル雇用助成金（一瞬トライアルコース）の拡充 ・特定再就職者雇用開発助成金（就職水戸期世代定着雇用実現コースの創設）</p>

31 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
令和2年度補正予算
⇒感染症の影響をしのぎ、その後のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻す
雇用の維持と事業の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の拡充（令和2年4月1日から同年6月30日において、助成率を引き上げ、雇用保険被保険者以外の労働者も助成対象とする等） ・ハローワークにおける外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援又は住居・生活支援を必要とする求職者等に対する相談支援体制などの強化 ・雇用保険を受給できない求職者を対象とする求職者支援訓練の拡充（対象者数の拡充等）

32 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策
令和2年度
⇒国民の命と暮らしを守る、そのために雇用を維持し、経済を回復させ、新たな成長の突破口を切り開く
成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特別措置等の延長・見直し ・産業雇用安定センターの特別の拡充 ・出向元・出向先事業主への一体的な助成制度の創設（産業雇用安定助成金（仮称）） ・業種・職種を超えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組を支援 ・ニーズの変化に応じた教育訓練給付対象講座の見直し ・人材開発支援助成金による企業種転換支援、長期教育訓練体配付与コースの要件緩和 ・雇用と福祉の連携による離職者への介護分野の就職支援 ・感染症の影響による離職者を試行雇用する事業主への助成（トリアル雇用助成金） ・紹介予定派遣を通じた社会化に取り組む派遣先事業主への助成対象の拡充（キャリアアップ助成金） ・子育て中の女性等に対する仕事と家庭の両立ができる求人種の確保 ・新卒志願ハローワークにおける新卒者及び3年以内既卒者に対する就職支援の強化 ・就職氷河期世代支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施 ・外国人に対する就職支援の多言語対応等の推進

33 コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
令和3年度補正予算
⇒新型コロナウイルス感染症の拡大防止 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金の特別措置等 ・雇用保険財政の安定
⇒未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動
3年間で4,000億円のパッケージの受給 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍での非正規雇用労働者の労働種別支援事業 ・デジタル人材育成 ・非正規雇用労働者のキャリアアップ